

任意継続被保険者制度へのお申込みをご検討の皆様

令和6年12月2日以降のご加入、お申込みは

**健康保険証の発行は ありません**

※ 健康保険証の発行は令和6年11月29日資格取得(お申込み)分で終了

## マイナ保険証で受診

---

健康保険証の代わりにマイナンバーカードに健康保険証の利用登録をすることで、医療機関で受診ができます。

医療機関の窓口でも利用登録が可能です。

資格情報は手続きから最短5日で連携されます。

## マイナンバーカード 1枚でOK

---

マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をすることで、

- ・ 高齢受給者証
- ・ 限度額適用認定証
- ・ 特定疾病療養受療証            e t c

が不要になります。

なお、適用には事前に手続きが必要な場合があります。

## マイナンバーカードを取得していない方は

---

有効期限付きの資格確認書を発行します。

健康保険証と同様に医療機関で提示して受診ができます。

## ■任意継続被保険者制度とは

退職等により被保険者資格を喪失した場合に一定の条件の下に健康保険資格を継続できる制度です。  
任意継続被保険者以外にも選択肢がありますので、各保険の内容を確認された上でいずれかへご加入ください。

- ・再就職先が加入している医療保険に加入する（\*退職から間なく再就職する場合）
- ・当組合の任意継続被保険者になる
- ・国民健康保険に加入する（\*退職の理由によっては保険料が減免されることがあります）
- ・配偶者や子どもの被扶養者になる（\*組合等により扶養認定の条件が異なります）

## ◆加入資格

- ・75歳未満の方（\*75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することになります。）
- ・被保険者資格を喪失した日（退職日の翌日）の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があった方

## ◆申し込み方法

被保険者資格を喪失した日（退職日の翌日）から**20日以内に当組合必着**となるようにご持参またはご郵送ください。  
当組合への到着が20日を過ぎた場合は申出書を受付できません。

## ◆保険料の支払い

申出書が当組合に到着後、事業所に資格喪失の事実が確認でき次第、保険料納付書および資格取得に関するご案内を簡易書留で郵送いたします。（\*健康保険証の発行はありません。）  
保険料納付書に納付額と初回保険料の納付期限が記載されていますので、指定された初回保険料の納付期限までに保険料を納付してください。納付されなかった場合は、資格取得日に遡って任意継続の資格が取り消されます。

## 任意継続加入後の注意点

## ■資格期間

任意継続被保険者となった日から最長で2年間となります。

## ■資格喪失

次の事由が生じた場合、任意継続の資格を喪失します。(3)～(6)の場合は資格喪失の手続きが必要です。

- (1) 任意継続被保険者となってから2年間を経過したとき。
- (2) 保険料を納付期限（毎月10日）までに納付しないとき。
- (3) 就職して被保険者となったとき。
- (4) 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。
- (5) 任意継続被保険者の資格を喪失することを希望したとき。
- (6) 被保険者が死亡したとき。

## ■保険料額

任意継続被保険者の保険料は退職時の標準報酬月額を基に算出されますので、保険料率や上限の改訂がない限り収入額による見直しはなく、2年間変わることはありません。

## ■届出内容、扶養情報の変更

被保険者の氏名、住所、振込口座等や被扶養者の扶養状況に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。

## 申出書の記載について

- 資格喪失の際の標準報酬月額 … ご不明の場合は、勤務していた事業所にご確認ください。
- 住民票住所 … 住民票に届出の住所を正確にご記入ください。
- 現住所 … 住民票住所と異なる場合のみご記入ください。
- 日中連絡のつく電話番号 … 必ず連絡のつく携帯または自宅の電話番号をご記入ください。
- 資格確認書の発行要否・理由 … 発行が必要な方はチェックをし、その発行理由の番号を○で囲んでください。
  1. マイナンバーカードを取得していない
  2. マイナンバーカードを取得しているが健康保険証の利用登録をしていない
  3. マイナンバーカードの電子証明書の更新を失念した
- 被扶養者の氏名・続柄 … 被扶養者は、退職時に扶養に入っていた方が対象になります。  
なお、引き続き被扶養者とする場合は、当該被扶養者の年収が基準額未満であり、主として被保険者によって生計を維持されている必要があります。  
60歳未満：130万円未満 60歳以上：180万円未満 障害者：180万円未満
- 銀行口座・口座番号 … 口座番号は左詰めでご記入ください。ゆうちょ銀行の方は、支店名に3ケタの漢数字を記入し、口座番号は8ケタでご記入ください。
- 今年度の健康保険料の支払い方法 … 一括で支払える保険料は当年度の年度末(3月)までです。  
翌年度以降のお支払いについては、保険料率や標準報酬月額の上限が決まり次第、3月中旬頃に翌年度の保険料納付書(毎月払い、全期前納、半期前納の全てのパターンを同封します)を発送いたしますので、そちらで保険料等をご確認くださいようお願いいたします。

※受付は資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に必着となります。

常務理事	事務局長	部長	課長	係長	係員

## 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

※別紙ご案内をご確認の上、申出ください。

従前の被保険者等 記号・番号	記号	番号	資格喪失日 (退職日の翌日)	令和	年	月	日
記号・番号に代えてマイ ナンバーで申請する場合			資格喪失の際の 標準報酬月額				千円
氏名	(フリガナ)		生年月日	昭和	年	月	日
				平成			( 歳)
住所	住民票住所	〒 -					
	現住所	〒 - ※住民票住所と異なる場合のみご記入ください					
日中連絡のつく 電話番号	携帯	( )					
	自宅	( )					
勤務していた 事業所の名称			資格確認書の 発行要否・理由	<input type="checkbox"/> 発行が必要 該当する理由を○印で囲んでください。			
				1 マイナンバーカードを取得していない 2 マイナンバーカードを取得しているが健康保険証の 利用登録をしていない 3 マイナンバーカードの電子証明書の更新を失念した			
配偶者の有無	有 ・ 無	※有と回答の方 在籍時に扶養していた家族は、原則として配偶者の被扶養者となります。配偶者を扶養していない場合は配偶者が加入の健保組合等に家族の扶養追加を申出ください。不認定の場合は引き続き扶養することが可能です。					
被扶養者 氏名・続柄	(氏名)	(続柄)	(氏名)	(続柄)			
	(氏名)	(続柄)	(氏名)	(続柄)			
銀行口座	(健保組合から給付金等が支払われる場合に受取を希望される口座) *健康保険料を自動引き落としする口座ではありません						
金融機関名		銀行コード		支店名		支店番号	
預金種目	1. 普通 ・ 2. 当座 ・ 3. 貯蓄		口座番号				*左詰め *ゆうちょ銀行をご指定の方のみ8桁でご記入ください
口座名義	*カタカナでご記入ください						
今年度の 健康保険料の 支払い方法	保険料の納付方法について、希望する番号を○印で囲んでください。						
	1	毎月払い (1ヶ月ずつ振込み)	2	全期前納 (年度末まで一括振込み)	3	半期前納 (4~9月、10~翌3月の半期振込み)	

受付印

健保記入欄	旧保険証	確認書交付
	回収( )・未	郵便 ・ 他

## 任意継続被保険者資格確認通知

申出に基づき、下記のとおり資格取得の確認がなされたので通知します。

なお、納付期限までに初回保険料が納付されなかった場合、任意継続の資格が取り消され、その間に使用した医療費(健保負担分)を返還しなければなりませんので、ご注意ください。

任意継続被保険者 記号・番号	6000	標準報酬 決定月額	千円
任意継続被保険者 資格の有効期間	令和	年	月 日 より
	令和	年	月 日 まで
初回保険料の 納付期限	令和	年	月 日

東京証券業健康保険組合